相・続・通・信 第31号

HP も是非ご覧ください!

相続 長野



》相続手続支援センター® 平成 27 年 6 月

「相続」「長野」で検索!

◆長野駅前店

◆松本駅前店

〒395-0152

◆飯田店

T 380-0921

T390-0817

長野県飯田市育良町 2-14-2 アダージョ 2 1F

長野県長野市栗田 292 番地

長野県松本市巾上 13-6

T: 0120-49-1322

T: 0120-97-3713

2: 0120-13-6415

TEL:026-223-1322

TEL:0263-35-6481

TEL:0265-25-2552

(※今後、当センターからのお知らせをご希望されない方は、恐れ入りますが、上記までご連絡をお願い致します。)

エンディングノートを書きながら考えてみたい ご自身の、ご家族の、相続税対策セミナー

爽やかな初夏を迎え、木々の緑も日増しに深くなってまいりました。

さて、当センターでは、来る7月11日(土)に松本市にて「ご自身の、ご家族の、相続税対策 **セミナー**」と題しましてセミナーを開催いたします。

センターオリジナルエンディングノート。既にお持ちの方は、筆を進めていらっしゃいますか?エンディングノ ートには、お持ちの財産について書き記すページがあります。せっかく書き入れるのであれば、ただそのまま書 き入れるのではなく、相続税についてその制度を知り、できる範囲での対策をした上でノートを仕上げたいもの ですね。今年1月に改正がされた相続税。どのようなことが変わったのか?ご自身の万一のときに相続税がかか るのか、かからないのか?そして自分でできる対策とは・・・。相続税についての基礎知識から、だれでもでき る一般的な相続税対策まで、お話しいたします。どなた様もぜひご参加ください。

セミナー参加費用は無料ですが、予約制となっております。定員になり次第、締め切らせて頂きますので、参 加希望の方は、下記の電話番号までお早めにご連絡ください。多くの方のご参加を心よりお待ちしております!

時/平成27年7月11日(土) 8

午前 10:00~12:00 (開場 9:30)

所/松本市 市民タイムス みすず野ホール 揚

員/30名 定

持ち物/

①筆記用具

②センターオリジナルエンディングノート

※ノートをお持ちでない方は当日540円にてご購入を お願いします。

師/清水 あゆ子(当センター相談員)



☆センターオリジナルエンディングノート☆





相続手続支援センター®松本駅前店 0120 - 97 - 3713



相続手続支援センター®長野駅前店 0120 - 49 - 1322

受付時間(月~金) 9:00~17:30

~相続の現場から~

公正証書遺言作成の際に立ち会う 証人のしごと

公正証書遺言を作成する際、証人2人の立会いが必要となります。私たちも、時々、証人として立ち会わせて頂くのですが、そもそも、(I) この証人って誰がなることができるのでしょうか?また、(II) どんな役割を果たしているのでしょうか? 今回は証人のしごとをご紹介致します!

(I) 遺言作成のご相談の際、証人が2人必要であることをお話しすると、「自分の配偶者や子どもでも良いのか?」というご質問を受けることがあります。この質問に対する回答は、"NO!"です。証人になることができない人は民法で次のように定められています。①未成年者、②推定相続人及び受遺者並びにこれらの配偶者及び直系血族、③公証人の配偶者、四親等内の親族、書記及び使用人。これを見ると、②の条件が厳しく、基本的には身内は証人になることができないことが分かります。しかし、遺言作成の際は、ご自分の財産のすべてを開示することが多いため、友人・知人にお願いすることも気が引けますよね。そこで、守秘義務を負う専門家や私たちに証人をお願いされる方が多くいらっしゃいます。

(Ⅱ)証人は、遺言作成の際に、遺言の原本に署名押印を行います。これだけ見ると、ハンコを押す係?と思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、ただのハンコ係ではありません!

証人を設ける目的は、「遺言者本人に間違いがないことを確認すること」、「遺言者が正常な精神状態のもとで、自分の意思に基づき遺言をしたことを確認すること」、「承認することで遺言者の真意を確保して、遺言をめぐる紛争を事前に防止すること」にあります。そのため、<u>証人は遺言者の様々な</u>点に配慮し、確認し、承認しても良いと判断した上でハンコを押しているのです。

このように、公証人の先生及び証人の立会いによって作成される公正証書遺言。 当センターでは、有効な遺言を作成して頂くためにも、自筆証書遺言ではなく 公正証書遺言をお勧めしております。宜しければ是非ご検討下さいね!



相続豆知識

「相続税の基礎控除額が改正されました」

既にご存知の方も多いかと思いますが、平成27年1月1日から相続税の基礎控除額が改正となりました。 (下図参照)

【平成26年12月31日以前に相続が発生した場合】 5,000万円+(1,000万円×法定相続人の数)



【平成27年1月1日以降に相続が発生した場合】 3,000万円+(600万円×法定相続人の数)

被相続人から相続または遺贈によって財産を取得した人それぞれの課税価格の合計額が、遺産に係る基礎 控除額を超える場合、その財産を取得した人は相続税の申告と納税をする必要があります。これを踏まえ、 課税価格 8,000 万円を妻と子 2 人で相続する(相続人 3 人)というケースを例に計算してみましょう。

【平成26年12月31日以前に相続が発生した場合】 課税価格 基礎控除額

8,000万円 - 8,000万円 = 0円 よって、相続税の申告は必要なし。



【平成27年1月1日以降に相続が発生した場合】 課税価格 基礎控除額

8,000万円 -4,800万円 =3,200万円

よって、基礎控除額を上回る3,200万円の部分については相続税の申告が必要。

改正後の場合は、配偶者が法定相続分を取得し、且つ配偶者の税額軽減を加味しても 175 万円の課税となります。相続税の心配がある方は表面でご案内しております相続セミナーにてわかりやすくご説明致します! 是非ご参加ください。